

厚生労働科学審議会開催【厚生労働省】

厚生労働省における厚生科学審議会生活環境水道部会で審議されていた水道水中の放射性物質に係る指標の見直しと水質基準の見直し等が了承された。RIの管理目標値は10ベクレル/kgとなる。そのほか、要検討項目にアニリン、キノリン、1,2,3-トリクロロベンゼン、ニトリロ三酢酸を追加することになった。

◆水道産業新聞 2012年3月12日付

新管理目標値は10ベクレル/kg

水道水中の放射性物質
生活環境水道部会で了承

厚生労働省、4月1日から

厚生労働省水道課は5日付で、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等」と「水道水質管理計画の策定に当たつての留意事項の一部改正」について、水道課長名による通知を发出した。同日開催した厚生科学審議会生活環境水道部会で、水道水中の放射性物質に係る指標の見直しと水質基準の見直し等が了承されたことを踏まえたもの。水道水中の放射性物質については、管理目標値を4月1日から10ベクレル/kgとする。また、水道水質基準の要検討項目にアニリン、キノリン、

1,2,3-トリクロロベンゼン、ニトリロ三酢酸（NTA）の4物質を追加する。

水道水中の放射性物質の新たな管理目標値10ベクレル/kgは、食品衛生法に基づく飲料水の新しい基準値に対応したもの。WHO飲料水水質ガイドラインのガイダンスレベルが根拠となっている。モニタリングは、セシウム134と137を対象とし、原則としてゲルマニウム半導体検出器を使用する。検出限界値は1ベクレル/kg以下の確保を目標とする。

この管理目標値は平時

の値であり、放射性物質濃度が管理目標値を連続して超過した場合でも、

飲用不適になるレベルではない。超過した場合は、その原因を究明する。給水停止は浄水中の濁度が水道水質基準を超過するなど衛生上の問題が回避できないときに限定する。また、福島第一原発から放射性物質の大量放出が再度あった場合は、原子力災害対策特別措置法が適用され、「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」に基づいて必要な措置を講じることになる。

要検討項目に追加する4物質については、近年、河川や湖沼、地下水から検出されており、検出された最大値が目標値の10%を超過したため、要検討項目として位置づけることにした。